

一定の病気等に該当することを理由として 運転免許の取消処分を受けた方で 免許の再取得を希望される方

◎ 事前相談

対 象 者	◎ 一定の病気等に該当することを理由として、運転免許の取消処分を受けた方で、診断書等により一定の病気等に関する症状の回復が認められる方（運転免許の取消処分を受けた日から起算して3年を経過しない方に限ります。） ※ 秋田県内に住所のある方のみが対象です。
事前相談	◎ 免許を受けることができない期間（欠格期間）が経過し、かつ、症状の回復が認められる方は、事前に運転免許センター行政処分係（#8080又は018-824-0660）へご相談ください。 ※ 秋田県公安委員会指定の診断書の提出について、連絡があります。

◎ 免許の再取得

事前相談の結果、免許の再取得が可能となった方の手続は、次のとおりです。

試験内容	◎ 学科試験及び技能試験が免除となります。（適性試験に合格し、講習を受講すると運転免許証が交付されます。） ※ 秋田県内に住所のある方のみ受験できます。
受付時間	月曜日～金曜日（祝日及び年末年始の休日を除く。） 午後1時～午後1時50分（午前の受付は、ありません。）
場 所	秋田市新屋寿町5番1号 秋田県警察運転免許センター（〒010-1606）
必要書類等	○ 運転免許申請書（免許センターにあります。） ○ 質問票（免許センターにあります。） ※ 虚偽の記載をして提出した場合には、罰則規定があります。 ○ 受験票（免許センターにあります。） ○ 申請用写真 1枚（縦3cm×横2.4cm、申請前6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景、白黒可） ○ 本籍（国籍等）の記載された住民票（6か月以内に交付を受けたもの。） ※ 外国籍の方も必要となります。 ○ マイナンバーカード、健康保険証（資格確認書等含む）、パスポート、官公庁が交付した免許証、許可証、資格証などが本人確認のための書類となります。 ○ 診断書（秋田県公安委員会が指定した用紙のもの） ○ 運転免許取消処分通知書 ◇ 70歳以上の方は、次の書類の提出も必要となります。 ・ 70歳以上75歳未満の方は、高齢者講習終了証明書 ・ 75歳以上の方は、高齢者講習終了証明書、認知機能検査結果通知書（運転技能検査を受検した方は、運転技能検査受検結果証明書の提出も必要となります。） ※ 前記のほか、同等の制度による高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査もありますので、分からない場合は、運転免許セン

	ター試験係までお問合せください。
注 意 事 項	○ 申請用写真は、免許センター内で撮影することができませんので、事前に準備してください。 ○ 住民票は、必ず本籍（国籍等）の記載されたものを準備してください。（「本籍（国籍等）省略」のものは、申請を受理できません。） ○ 外国籍の方が住民票を提出する場合は、国籍のほか、住基法第30条の45に規定する区分（中長期滞在者等）、在留資格、在留期間等が記載されているものが必要となります。（6か月以内に交付を受けたもの。） ○ 必要書類などの提出がない場合は、申請を受理することができません。 ○ 講習が優良講習又は一般講習に該当した方は、適性試験に合格した後、それぞれの講習を受けることにより、「5回目の誕生日以後1か月間有効（優良講習の方はゴールド）」の免許証が交付されます。

◎ 申請手数料、講習手数料

申請手数料	全 免 種	1, 9 5 0 円 （申請免種ごとに必要です。）
講習手数料	優良講習 5 0 0 円、一般講習 8 0 0 円、初回・違反講習 1, 4 0 0 円	

◎ 交付手数料等

- 免許証の交付は、
「従来の運転免許証」、「マイナンバーカードに免許情報を登録するマイナ免許証」、
「運転免許証とマイナ免許証の両方のカード」
の3種類から選ぶことができます。

合 格 時	運転免許証のみ	マイナ免許証のみ	運転免許証とマイナ免許証の両方
交付手数料	2, 3 5 0 円	1, 5 5 0 円	2, 4 5 0 円
併記手数料	1 免種につき		2 0 0 円ずつ加算

◎ お問合せは

- ・ 一定の病気等に関すること # 8 0 8 0 又は 0 1 8 - 8 2 4 - 0 6 6 0
行政処分係まで
- ・ 運転免許試験に関すること 0 1 8 - 8 6 2 - 7 5 7 0 試験係まで